

申請期間を12月24日（金曜日）まで延長しました！

米原市デジタル化推進補助金

米原市では、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応した市内
商工業の振興を図るため、デジタル技術を活用した取組への補助金を交付します。

1 対象者の主な要件

次の全てを満たす事業者が対象となります。

- (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者
- (2) 従業員（雇用保険被保険者）の人数が50人以下の事業者
- (3) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者

2 交付対象事業・交付対象経費

市内の事業所等において実施する次の表に掲げる取組

取組	内容
「新しい生活様式」の導入	デジタル技術を活用して、ウェブ会議やテレワーク等の「新しい生活様式」を導入する事業 (例) テレワーク環境の整備、キャッシュレス機器の導入（初期費用のみ対象）など
販路開拓の取組	デジタル技術を活用して、販路開拓に取り組み、売上高の増加が見込まれる事業 (例) テイクアウト注文システムの導入、ECサイト構築によるネット販売事業など
生産性向上の取組	デジタル技術を活用して、業務の効率化や人手不足解消等の生産性向上に取り組む事業 (例) センサー等を活用した生産工程の見える化や一元管理、予約管理システムの導入など

交付対象経費

- ①報償費（有識者や専門家等に対する謝金）②需用費（チラシ等の印刷製本費）、③役務費（広告料、クラウドサービス等の利用料）、④委託料（専用ソフトウェア・情報システム等の構築、機械装置等の製作、市場調査、コンサルティング業務等の必要な業務の一部を外注する経費）、⑤使用料および賃借料（専用ソフトウェア・情報システム等の借用、機械装置等の借用、展示会等の会場使用料）、⑥備品購入費（専用ソフトウェア・情報システム等の購入、機械装置等の購入）

※事業計画書を作成する際に、米原市商工会の確認を受けてください。なお、商工会以外の専門機関の確認を希望される場合は、米原市役所農林商工課にご相談ください。

※補助対象経費は、米原市から発送する「補助金等交付決定通知書」の受領後から令和4年1月31日までに支払いを完了した経費に限ります。

3 交付金額

上限20万円（補助率1/2） ※補助金の交付は、同一の事業者に対して一度に限ります。

4 提出書類

- デジタル化推進補助金交付申請書
【申請書の入手方法】
 - ・市公式ウェブサイトから様式を印刷
 - ・市役所各窓口、市商工会に設置
- デジタル化推進補助事業計画書
- 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書等の写し）
- 事業所等所在地、事業内容等を記載した書類（開業届、確定申告書等の写し）
- 米原市商工会等が発行する確認書

5 提出方法

- 申請書に必要な事項を記入し、米原市商工会に提出してください。
(8/11(水)～8/13(金)は閉所期間です。)
- * 確認書は、商工会に設置しています。
- * 商工会で申請書の受付ができます。
- * 商工会の会員以外でも受付できます。

令和3年12月24日（金）締切

お問合せ先 米原市農林商工課（本庁舎：米原1016） TEL：0749-53-5146 E-mail：syoko@city.maibara.lg.jp

米原市商工会（本庁舎内：米原1016） TEL：0749-52-0632 E-mail：info@maibara.net